



## 誘導区域図

(18 / 27)

行政区域  
都市計画区域  
市街化区域

都市機能誘導区域  
□ 都心居住区域  
○ 地域拠点

居住誘導区域  
■ 公共交通沿線居住区域  
■ 居住環境形成区域

他の市街化区域  
■ 一般居住区域  
■ その他市街化区域  
その他の市街化区域  
土地災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、  
地盤沈下警戒区域、河川氾濫警戒区域、  
特例用地区、地区計画のうちその区域が制限されている区域、みけ地区を除く工業地域、  
港湾施設区域

0 100 300 500m  
1,250m

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡市域都市計画図(1/2500, 1/10,000)を複製したものである。  
(水印番号)平成28年8月21日岩手県指令第8-5号

